

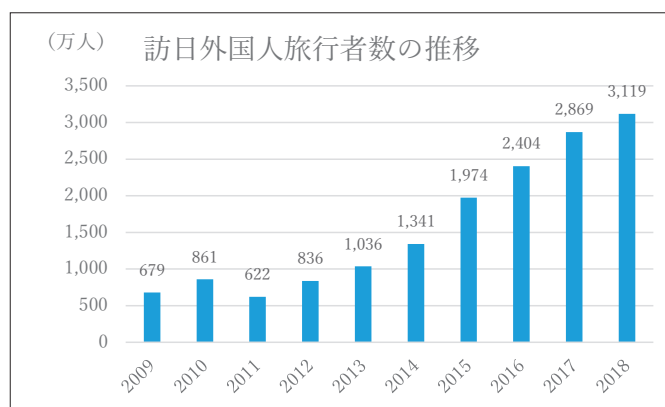
# 救急隊の感染防止対策の推進を目的とした 血中抗体検査及びワクチン接種の実施について

## 救急企画室

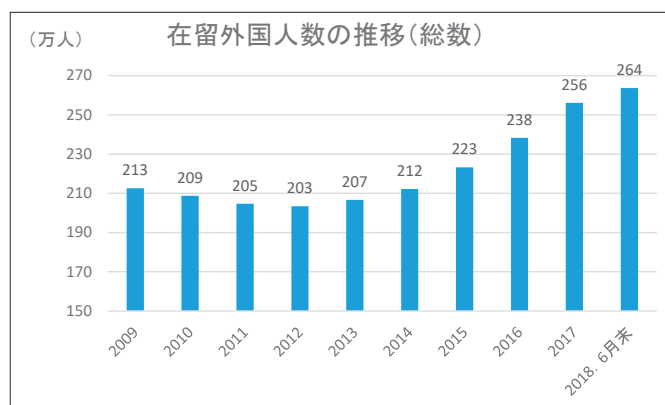
### 1 はじめに

近年、急性重症呼吸器症候群（SARS）（平成17年）、新型インフルエンザ（平成21年）、エボラ出血熱（平成26年）、中東呼吸器症候群（MERS）（平成27年）等の感染症の国際的な流行が発生し、また令和元年7月18日（日本時間）に、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して世界保健機構（WHO）が「国際的に脅威となる公衆衛生上の危機（PHEIC）」であると宣言を出したことも記憶に新しいところである。

また一方、国内を見ても、先進国の中で最も高い結核罹患率であることや、救急隊員の麻しん発症事例の発生など、感染症は決して海の向こうの問題では無いことを認識しておくべきである。



出展：日本政府観光局 Source: Japan National Tourism Organization



出展：法務省入国管理局

こういった社会背景の中、現在多くの外国人旅行者等の来日が行われていることに加え、今後、我が国においても大規模な国際的イベントを控えていること、また、傷病者についての情報が少ないという救急現場の特殊性を鑑みても、救急隊の感染防止対策は急務である。

### 2 消防庁の取組

消防庁では、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において「救急隊の感染防止対策ワーキンググループ」を設置して検討を行い、その検討結果を受け、「救急隊の感染防止対策の推進について」（平成31年3月28日付け消防庁救急企画室長通知）を発出した。

同通知においては、【感染防止対策マニュアル (ver1.0)】【感染防止管理体制について】【ワクチン接種について】について通知し、特にワクチン接種に関しては、『本年度検討会で作成した「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.1.0)」において、救急隊員の職業感染防止対策としては、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、破傷風について、血中抗体検査及びワクチン接種が強く推奨されたことから、今後、各消防本部において、救急隊員に対し、その業務に関し必要な血中抗体検査及びワクチン接種を実施すること。』としている。

#### (感染防止対策マニュアル (ver1.0) 目次)

1. 感染防止対策の基本
  - (1) はじめに
  - (2) 感染防止対策の基本的な考え方
2. 職員の職業感染防止対策
3. 標準予防策
  - (1) 手指衛生
  - (2) 個人防護具 (PPE : Personal Protective Equipment) の選択と着脱
    - (2) - 1 PPE使用時の一般的な注意事項
    - (2) - 2 手袋の着脱及び交換
    - (2) - 3 マスクの着用
    - (2) - 4 感染防止衣、アームカバー、シューズカバー、ゴーグルの着用

#### 4. 感染経路別予防策

- (1) 空気感染防止対策 (2) 飛沫感染防止対策
- (3) 接触感染防止対策

#### 5. リネン、救急車両、資器材等の取扱い

- (1) 洗浄、消毒、滅菌の違い (2) リネンの取扱い
- (3) 救急車両の取扱い
  - (3) - 1 車内清掃の方法
  - (3) - 2 ドアノブ、ハンドル、無線機、資器材（モニター）等の清掃
- (4) 器具の洗浄、消毒、滅菌の方法
  - (4) - 1 資器材別の消毒、滅菌
  - (4) - 2 洗浄の方法
  - (4) - 3 消毒の方法
- (5) 感染性廃棄物の処理

#### 6. 血液・体液等への曝露事故発生時の対応について

- (1) ポイント
- (2) 針刺し防止対策
- (3) 血液・体液等への曝露事故発生直後の対応
- (4) 血液・体液等への曝露事故後の搬送先医療機関における対応

#### 7. 感染症患者への対応

- (1) 感染症患者の移送
- (2) 都道府県知事が移送を行う感染症患者等を疑うことなく搬送し搬送後に判明した場合

### 3 令和2年度地方交付税措置について

従前より、B型肝炎については、救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について普通交付税措置が講じられていたが、このたび、令和2年度より、

○血中抗体検査については、「麻しん」、「風しん」、「水痘」、「流行性耳下腺炎」及び「B型肝炎」の5種、

○ワクチン接種については、「麻しん」、「風しん」、「水痘」、「流行性耳下腺炎」、「破傷風」及び「B型肝炎」の6種、を普通交付税措置の対象とすることとした。

全国の消防本部におかれては、当該地方交付税措置を活用し、救急隊員に対する、業務の遂行に必要な血中抗体検査及びワクチン接種に、可及的速やかに取り組むことが望まれる。

### 4 血中抗体検査及びワクチン接種の対象者の考え方について

救急隊員のうち血中抗体検査及びワクチン接種を実施する対象者として想定される者は、「救急隊の感染防止

対策マニュアル (Ver.1.0)」の中で参考資料としている、一般社団法人日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第2版」([http://www.kankyokansen.org/modules/publication/index.php?content\\_id=17](http://www.kankyokansen.org/modules/publication/index.php?content_id=17))において、以下のとおりとされている。

各消防本部におかれては、これらの救急隊員を対象に血中抗体検査及びワクチン接種を実施することを検討されたい。

#### (1) 麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎

麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎については、検査診断で確定した罹患歴がある者及び1歳以上で2回の予防接種記録がある者に対しては、血中抗体検査は必須ではない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。

注：なお、令和4年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加されたため、該当する救急隊員については、当該事業を活用して、風しんの血中抗体検査及びワクチン接種を受けること。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html))

#### (2) 破傷風

破傷風については、血中抗体検査が臨床において一般的ではないため、確実なワクチン接種歴が確認できる場合を除き、血中抗体検査なしにワクチン接種を行うことが通例である。小児期に2回以下のワクチン接種しか受けていない者に対しては、接種回数の累計が3回となるようにワクチン接種を行うこと。その後は、小児期に3回以上のワクチン接種を受けた者も含め、抗体の減衰を考慮して約10年ごとに1回の追加接種を行うこと。

#### (3) B型肝炎

B型肝炎については、既にワクチン接種を受け接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者、既感染者（HBs抗体陽性の者）及びHBV感染者（HBs抗原陽性の者）に対しては、血中抗体検査及びワクチン接種は必要ない。これに該当しない者に対しては、血

中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。なお、ワクチン接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者に対しては、その後の血中抗体検査や追加接種は必要ない。

## 5 おわりに

消防庁では、令和2年度より、新たに血中抗体検査及びワクチン接種について普通交付税措置の対象としたことを受け、「救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について（通知）」（令和2年1月24日付け消防庁救急企画室長通知）を发出了した。

当該措置を活用し、救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に可及的速やかに取り組んでいただくことを期待するところです。

### 救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施

#### 【事業背景】

- 「感染症対策に関する現況調査」の結果を踏まえた対策の必要性
- 感染症の国際的な拡大の懸念 など

平成30年度救急業務のあり方に関する検討会における「救急隊の感染防止対策ワーキンググループ」において検討

○救急隊の感染防止対策の推進について（平成31年3月28日 消防救第49号 消防庁救急企画室長通知）

- ①感染防止対策マニュアルの策定 ②消防機関における感染防止管理体制の構築など感染防止の取組
- ③救急隊員の血中抗体検査及びワクチン接種の実施

救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を推進

令和2年度地方財政措置の決定

○救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について（令和2年1月24日 消防救第14号 消防庁救急企画室長通知）

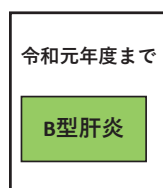
- ①令和2年度地方交付税措置 ②血中抗体検査及びワクチン接種の対象者の考え方

令和2年度から、B型肝炎に加え、新たに麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎及び破傷風の血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について、地方交付税措置を講ずる

消防本部におかれては、当該地方交付税措置を活用し、救急隊員に対する、業務の遂行に必要な血中抗体検査及びワクチン接種に、可及的速やかに取り組んでいただくよう要請

血中抗体検査及びワクチン接種に対する地方交付税措置の対象

#### 【イメージ図】



#### ※1 麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎について

- 検査診断で確定した罹患歴がある者及び1歳以上で2回の予防接種記録がある者に対しては、血中抗体検査は必須ではない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。
- 令和4年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期的予防接種の対象者として追加されたため、該当する救急隊員については、当該事業を活用して風しんの血中抗体検査及びワクチン接種を受けること。

#### ※2 破傷風について

- 血中抗体検査が臨床において一般的でないため、確実なワクチン接種歴が確認できる場合を除き、血中抗体検査なしにワクチン接種を行うことが通例である。
- 小児期に2回以下のワクチン接種しか受けていない者に対しては、接種回数の累計が3回になるようにワクチン接種を行うこと。その後は、小児期に3回以上のワクチン接種を受けた者も含め、抗体の減衰を考慮して約10年ごとに1回の追加接種を行うこと。

#### ※3 B型肝炎について

- 既にワクチン接種を受け接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者、既感染者（HBs抗体陽性の者）及びHBV感染者（HBs抗原陽性の者）に対しては、血中抗体検査及びワクチン接種は必要ない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと
- ワクチン接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者に対しては、その後の血中抗体検査や追加接種は必要ない。

問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529